

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

岐阜県木材協同組合連合会

平成18年5月30日制定

平成21年8月26日改正

第一 目的

本実施要領は、岐阜県木材協同組合連合会（以下「県木連」という。）が平成18年5月30日に制定し、公表した「違法伐採対策に関する岐阜県木材協同組合連合会行動規範」（以下「行動規範」という。）で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、県木連の合法木材等供給認定事業者（以下「認定事業者」という。）として、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領にもとづく認定は県木連の会員を対象とする。但し、県木連の会員たる団体に所属する事業者については、県木連の会員と見なして認定の対象とする。
- 3 前項の、対象事業者以外の認定についての事項は必要があれば別途定める。

第三 合法木材等供給事業者認定申請

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記第1-1号様式で定める「合法木材等供給事業者認定申請書」を、県木連へ提出しなければならない。
ただし、第二2の但し書きの事業者の場合は、別記第1-3号様式による事業者の属する会員団体の推薦を付して認定申請書を提出することとする。
- 2 認定に係る経費は、別途定める。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 県木連は、本実施要領に基づく事業者の認定のため会長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。

- 2 審査委員会は、提出された「合法木材等供給事業者認定申請書」の内容について、本実施要領「第五 合法木材等供給事業者の認定要件」及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 県木連は審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 合法木材等供給事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）とそれ以外の木材・木材製品（以下「非合法木材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること。

入出荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 合法木材等供給事業者認定書の交付及び公表

- 1 県木連は認定事業者に対して、別記第2号様式で定める「合法木材等供給事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を県木連のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は、認定の日から3年とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材の出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、別記第3号様式のとおりとする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記第4号様式で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告」により、合法木材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末までに、県木連へ報告する。
- 2 県木連は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

県木連は、必要に応じて、認定事業者による合法木材の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、県木連から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど県木連に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

- 1 県木連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を県木連のホームページ等に公表するものとする。

証明書の記載事項に虚偽があったとき。

認定事業者から認定の取消申請があったとき。

認定事業者が認定事業体の要件に適合しなくなったとき。

- 2 県木連は、認定を取り消したときは、別記第5号様式で定める「合法木材等供給事業者の認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 合法木材等供給事業者認定の継続

1 合法木材等供給事業者認定の継続を希望する事業者は、有効期間の満了する1か月前までに別記第1-2号様式で定める「合法木材等供給事業者認定申請書（継続）」を県木連へ提出しなければならない。

- 2 認定の継続のその他の事項については、第三の規定を準用する。

附則 この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。

この実施要領は、平成21年8月26日から施行する。